

児童発達支援センター機能強化事業

令和3年11月26日

熊本市 障がい保健福祉課

1 児童発達支援センター機能強化事業の考え方

<設置根拠>

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（都道府県任意事業）

<目的>

① 地域の療育機関の連携強化を図ること。

☞ 障がい児や障がいの疑いのある児童、その保護者の地域における生活を支えるため、身近な地域での療育体制を確保するとともに、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図る。

② 地域の療育支援の質の平準化を目指すこと。

☞ ①により、地域の中で、支援方法の共有、専門的支援ノウハウの提供ができる体制となり、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の支援の質の平準化につなげる。

<人員体制>

児童発達支援センターに機能強化員を1名配置（常勤かつ専従）

※ただし、業務に支障のない範囲において、センター内の職務と兼務可。

※機能強化員は、国家資格（言語聴覚士、看護師、保育士等）であって、障害児療育に5年以上従事した者



<実施体制>

令和元年度～ 済生会なでしこ園（南区）

令和2年度～ 熊本県ひばり園（東区）

※令和4年度以降に、事業拡大を予定しており、最終的には全区での実施を目指したい。

【児童発達支援センターの役割】

- ・ 熊本市では3カ所認可しており、地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。
- ・ センターは地域における中核的な支援機関として、保育所等訪問支援や障害児相談支援、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障害児等療育支援事業等を実施することにより、地域の保育所等に対し、専門的な知識・技術に基づく支援を行うよう努めなければならない。

※ 市内の児童発達支援センター 3カ所

済生会なでしこ園（南区）、熊本県ひばり園（東区）、三気の家（北区）



2 業務内容

(1) 多機能等対応地域支援

- ① 圏域内の指定障害児通所支援事業所を巡回訪問し、活動状況を把握する。また状況に応じて、支援方法の相談、助言を行う。
- ② 訪問により把握した情報について、市内の指定障害児通所支援事業所や指定相談支援事業所等の関係機関との共有を図り、療育に関する情報発信を行う。
- ③ 熊本市子ども発達支援センターと協力し、市内の指定障害児通所支援事業所向けに、療育研修を開催する。
- ④ 地域の障害児通所支援事業所、その他の関係機関のネットワークの構築に取り組む。

<具体的な取り組み>

① 事業所の巡回訪問

区内の障がい児通所支援事業所を子ども発達支援センターの協力により巡回訪問し、関係づくりを行い、事業所の状況を把握しながら、個別支援に相談に応じるとともに、課題の抽出を行った。

<南区>

令和元年度 全事業所を訪問(29か所)

令和2年度 新規事業所を訪問(令和元年度未実施事業所を含む)

区内の事業所とのネットワークの構築に関する取り組み(定例会、連絡会等)

<東区>

令和2年度 事業所を訪問(東区は事業所数が多いため、2年間にまたがって実施)

② 療育支援に関する研修会の開催

支援者向けの研修会を実施。

(2) 障害が疑われる児童をサービスにつなげるための事業

① 在宅支援訪問療育等指導事業

地域の在宅の障がい児(者)及びその保護者に対して、家庭を訪問する等の方法により、各種の相談及び指導を行う。

② 在宅支援外来療育等指導事業

地域の在宅の障がい児(者)及びその保護者に対して、外来の方法により、各種の相談及び指導を行う。

<具体的な取り組み>

① 療育支援事業

地域における障がい児や障がいの疑いのある児童(主に障害児通所支援の受給者証を持っていない児童)、またはその保護者に対して、相談支援や助言を行う。